

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則（平成12年岡谷市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）								
<p>○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月31日 教育委員会規則第5号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、岡谷市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校以外の教育等機関（以下「教育等機関」という。）の組織等について定めるものとする。</p> <p>（部課の設置）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課を置く。</p> <table border="1" data-bbox="190 906 1055 1153"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>教育総務課 （新設） 生涯学習課 スポーツ振興課</td> </tr> </tbody> </table> <p>（教育等機関）</p> <p>第3条 教育委員会に、次条に規定する教育等機関を置く。</p> <p>（教育等機関の名称等）</p> <p>第4条 教育等機関の名称及び所属は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第5条 第2条に規定する課に担当を置き、その名称及び分掌事務は、別表第</p>	部	課	教育部	教育総務課 （新設） 生涯学習課 スポーツ振興課	<p>○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月31日 教育委員会規則第5号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、岡谷市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校以外の教育等機関（以下「教育等機関」という。）の組織等について定めるものとする。</p> <p>（部課等の設置）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課及び室を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1162 906 2027 1153"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課及び室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>教育総務課 川岸学園設立準備室 生涯学習課 スポーツ振興課</td> </tr> </tbody> </table> <p>（教育等機関）</p> <p>第3条 教育委員会に、次条に規定する教育等機関を置く。</p> <p>（教育等機関の名称等）</p> <p>第4条 教育等機関の名称及び所属は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第5条 第2条に規定する課及び室に担当を置き、その名称及び分掌事務は、</p>	部	課及び室	教育部	教育総務課 川岸学園設立準備室 生涯学習課 スポーツ振興課
部	課								
教育部	教育総務課 （新設） 生涯学習課 スポーツ振興課								
部	課及び室								
教育部	教育総務課 川岸学園設立準備室 生涯学習課 スポーツ振興課								

2 のとおりとする。

2 市立岡谷図書館、市立岡谷美術考古館、岡谷市湊公民館、岡谷市川岸公民館、岡谷市長地公民館の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(職員の職)

第6条 法令その他特別の定めがあるもののほか、事務局及び教育等機関に所要の職を置く。

(部長)

第7条 部に部長を置く。

2 部長は、教育長の命を受けて教育委員会の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 法第18条第8項に定める事務を行う者は、部長とする。

4 教育長の権限に属する事務につき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を行う。

(課長)

第8条 課に課長を置く。

2 課長は、部長の命を受けて課の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 削除

(統括主幹)

第10条 課及び教育等機関に**統括主幹**を置く。

2 統括主幹は、上司の命を受け、課長等を補佐しなければならない。

(主幹)

第11条 課及び教育等機関に次に掲げる主幹を置く。

(1) 教育総務課 教育企画主幹、学校教育主幹、子ども総合相談センター主幹

(新設)

別表第2のとおりとする。

2 市立岡谷図書館、市立岡谷美術考古館、岡谷市湊公民館、岡谷市川岸公民館、岡谷市長地公民館の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(職員の職)

第6条 法令その他特別の定めがあるもののほか、事務局及び教育等機関に所要の職を置く。

(部長)

第7条 部に部長を置く。

2 部長は、教育長の命を受けて教育委員会の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 法第18条第8項に定める事務を行う者は、部長とする。

4 教育長の権限に属する事務につき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を行う。

(課長等)

第8条 課に課長を、**室に室長**を置く。

2 課長**及び室長**は、部長の命を受けて課**又は室**の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 削除

(統括主幹)

第10条 課、**室**及び教育等機関に**必要に応じて、統括主幹**を置く。

2 統括主幹は、上司の命を受け、課長等を補佐しなければならない。

(主幹)

第11条 課、**室**及び教育等機関に次に掲げる主幹を置く。

(1) 教育総務課 教育企画主幹、学校教育主幹、子ども総合相談センター主幹

(2) 川岸学園設立準備室 川岸学園設立準備主幹

(2) 生涯学習課 生涯学習推進主幹、青少年主幹

(3) スポーツ振興課 スポーツ振興主幹

(4) 市立岡谷図書館 図書館主幹

(5) 市立岡谷美術考古館 美術考古館主幹、文化財主幹

2 主幹は、上司の命を受けて事務を分掌し、所属職員を指揮監督する。

(主査等)

第12条 前条に規定するもののほか、課又は教育等機関に主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員を置く。

2 主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(部長相当職)

第13条 部長相当職として、必要がある場合は、部に参事又は技監を置く。

2 参事及び技監は、上司の命を受けて専門かつ極めて高度の技術及び特命業務に従事する。

(課長相当職)

第14条 課長相当職として、必要がある場合は、課又は教育等機関に副参事又は副技監を置く。

2 副参事及び副技監は、上司の命を受けて極めて高度の事務又は技術に従事する。

(主任指導主事等)

第15条 事務局に必要なに応じて、主任指導主事等の職員を置く。

2 主任指導主事等は、法第18条第3項に規定する職務に従事する。

(臨時の職)

第16条 臨時の職については、教育委員会が必要の都度定める。

(3) 生涯学習課 生涯学習推進主幹、青少年主幹

(4) スポーツ振興課 スポーツ振興主幹

(5) 市立岡谷図書館 図書館主幹

(6) 市立岡谷美術考古館 美術考古館主幹、文化財主幹

2 主幹は、上司の命を受けて事務を分掌し、所属職員を指揮監督する。

(主査等)

第12条 前条に規定するもののほか、課、室又は教育等機関に主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員を置く。

2 主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(部長相当職)

第13条 部長相当職として、必要がある場合は、部に参事又は技監を置く。

2 参事及び技監は、上司の命を受けて専門かつ極めて高度の技術及び特命業務に従事する。

(課長相当職)

第14条 課長相当職として、必要がある場合は、課、室又は教育等機関に副参事又は副技監を置く。

2 副参事及び副技監は、上司の命を受けて極めて高度の事務又は技術に従事する。

(主幹指導主事等)

第15条 事務局に必要なに応じて、主幹指導主事等の職員を置く。

2 主幹指導主事等は、法第18条第3項に規定する職務に従事する。

(臨時の職)

第16条 臨時の職については、教育委員会が必要の都度定める。

(職務)

第17条 第7条、第8条及び第10条から第16条までに定める職務以外の職務については、市長の事務部局の例による。

(服務)

第18条 服務については、市長の事務部局の例による。

(文書管理)

第19条 文書の管理については、別に定めるもののほか、岡谷市文書管理規則(平成11年岡谷市規則第22号)の規定を準用する。

(法規番号簿等)

第20条 法規番号簿及び令達番号簿は、教育総務課に備え、それぞれ年月日、番号、件名等を記入するものとする。

(文書の発信者名)

第21条 教育委員会から発送する文書は、原則として教育委員会名を用いる。ただし、事務局内及び所属の学校その他教育等機関並びにその職員に発する文書は、教育長名を用いることができる。

2 前項の規定にかかわらず、軽易なものは、**課の長**、教育等機関の長又は教育等機関の名を用いることができる。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(職務)

第17条 第7条、第8条及び第10条から第16条までに定める職務以外の職務については、市長の事務部局の例による。

(服務)

第18条 服務については、市長の事務部局の例による。

(文書管理)

第19条 文書の管理については、別に定めるもののほか、岡谷市文書管理規則(平成11年岡谷市規則第22号)の規定を準用する。

(法規番号簿等)

第20条 法規番号簿及び令達番号簿は、教育総務課に備え、それぞれ年月日、番号、件名等を記入するものとする。

(文書の発信者名)

第21条 教育委員会から発送する文書は、原則として教育委員会名を用いる。ただし、事務局内及び所属の学校その他教育等機関並びにその職員に発する文書は、教育長名を用いることができる。

2 前項の規定にかかわらず、軽易なものは、**課の長、室の長**、教育等機関の長又は教育等機関の名を用いることができる。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

教育等機関名	設置条例等	所属
岡谷市自立支援教室	岡谷市自立支援教室設置要綱（令和2年岡谷市教育委員会告示第2号）	教育総務課
市立岡谷美術考古館	市立岡谷美術考古館条例（昭和45年岡谷市条例第21号）	生涯学習課
（新設）		
生涯学習活動センター	岡谷市イルフプラザ条例（平成14年岡谷市条例第32号）	生涯学習課
岡谷市湊公民館 岡谷市川岸公民館 岡谷市長地公民館	岡谷市公民館条例（昭和39年岡谷市条例第24号）	生涯学習課

別表第2（第5条関係）

課名	担当名	分掌事務
教育総務課	子ども総合相談センター	(1) 教育支援主事及び子ども教育支援相談員の統括に関すること。 (2) 就学支援に関する総合調整に関すること。 (3) 学校、家庭及び関係機関との連携に関すること。 (4) 学校諸問題に関する総合的な教育支援及び相談支援に関すること。 (5) 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。 (6) 岡谷市いじめ問題対策調査委員会に関すること。

別表第1（第4条関係）

教育等機関名	設置条例等	所属
岡谷市自立支援教室	岡谷市自立支援教室設置要綱（令和2年岡谷市教育委員会告示第2号）	教育総務課
市立岡谷美術考古館	市立岡谷美術考古館条例（昭和45年岡谷市条例第21号）	生涯学習課
岡谷市史編さん準備室	岡谷市史編さん準備室設置要綱（令和5年岡谷市教育委員会告示第 号）	生涯学習課
生涯学習活動センター	岡谷市イルフプラザ条例（平成14年岡谷市条例第32号）	生涯学習課
岡谷市湊公民館 岡谷市川岸公民館 岡谷市長地公民館	岡谷市公民館条例（昭和39年岡谷市条例第24号）	生涯学習課

別表第2（第5条関係）

課等名	担当名	分掌事務
教育総務課	子ども総合相談センター	(1) 教育支援主事及び子ども教育支援相談員の統括に関すること。 (2) 就学支援に関する総合調整に関すること。 (3) 学校、家庭及び関係機関との連携に関すること。 (4) 学校諸問題に関する総合的な教育支援及び相談支援に関すること。 (5) 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。 (6) 岡谷市いじめ問題対策調査委員会に関すること。

		(7) 岡谷市子ども教育支援チームに関すること。 (8) その他教育委員会が特に必要と認めること。			(7) 岡谷市子ども教育支援チームに関すること。 (8) その他教育委員会が特に必要と認めること。
(新設)			川岸学園設立準備室	川岸学園設立準備	(1) 小中一貫教育を行う義務教育学校の整備に関すること。 (2) 川岸小学校の長寿命化大規模改修に関すること。 (3) 幼保連携型認定こども園の整備に関すること。 (4) 室の庶務に関すること。
生涯学習課	生涯学習推進	(1) 生涯学習の総合計画及び推進に関すること。 (2) 社会教育の振興に関すること。 (3) 社会教育委員に関すること。 (4) 社会教育施設の整備及び監督管理に関すること。 (5) 人権教育に関すること。 (6) 生涯学習に係る学級、講座、講演会等の企画実施に関すること。 (7) 社会教育団体及び学習グループの育成に関すること。 (8) 学習ボランティアの育成に関すること。 (9) 公民館等の連絡調整に関すること。 (10) 生涯学習館の管理に関すること。 (11) 所管する公印の管理に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。	生涯学習課	生涯学習推進	(1) 生涯学習の総合計画及び推進に関すること。 (2) 社会教育の振興に関すること。 (3) 社会教育委員に関すること。 (4) 社会教育施設の整備及び監督管理に関すること。 (5) 人権教育に関すること。 (6) 生涯学習に係る学級、講座、講演会等の企画実施に関すること。 (7) 社会教育団体及び学習グループの育成に関すること。 (8) 学習ボランティアの育成に関すること。 (9) 公民館等の連絡調整に関すること。 (10) 生涯学習館の管理に関すること。 (11) 所管する公印の管理に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。
別表第3 (第5条関係)			別表第3 (第5条関係)		
略			略		